「結心会ローカルSGDsサポーター倶楽部」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会則規定

第1条（名称）

本会は「結心会ローカルSDGsサポーター倶楽部」（以下SDGsサポーター倶楽部という）と称する。

2. 本会事務局は一般社団法人保険健全化推進機構結心会（以下結心会という）内に置く。

第2条（目的）

本会は全国各地で地元に根差した保険業務をしている保険代理店や企業・個人等が、主体的に参画し、各地のハブとなり、自治体、地域金融、地域企業等々を連携させ、地域から始まる機動性の高いSDGsを達成させ、地域創生・地域共生等を目的に活動するものである。

第3条（事業活動）

本会は、前条の目的を達成するために、本会会員と共に次の事業活動を行う。

1. 自身が住んでいる地域で身近に自分自身ができるSDGsを考え実行していく
2. 地域住民へのローカルSDGs取組の啓もう活動
3. 地方応援税制（ふるさと納税）を活用した地域新事業支援
4. 地域固有のローカルSDGs事業モデルの開発と推進に向けての地域金融機関との連携斡旋、支援活動
5. 地域自治体との情報収集、意見交換による支援活動
6. 子ども食堂の運営支援
7. その他、地域創生・地域共生に関するすべての支援活動

第4条（入会）

会員の入会は、結心会の推薦の上、本会の入会を希望する団体、法人、個人が本会の定めた入会手続きを行い、本会事務局の承認を得るものとする。

2. 入会日は結心会が承認した翌月1日とする。

第5条（会員の義務）

1. 別に定める倫理基準及び規則等を遵守すること
2. 別に定める会費等を支払うこと
3. 入会後、結心会が推奨する勉強会、資格等には積極的に取り組むこと
4. 本会の組織及び制度の活性化について積極的に協力すること

第6条（会費）

会員の会費は年会費66,000円（消費税込み）とする。

但し、結心会会員は無料とする。

第7条（退会）

会員はその退会日の3ヶ月前に退会の届けを出し、任意に退会することができる。

第8条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは当該会員を除名することができる。

1. 本会則及び倫理基準、その他の規則に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
3. 本会に許可なく、本会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
4. 本会に許可なく、本会と競業する行為を行った場合
5. 本会に許可なく、本水の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
6. 本会に許可なく、本会の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
7. 本会の登録情報に虚偽の内容がある場合
8. 本会または本会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
9. 本会の事業活動を妨害する等により本会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

(10)他の会員に対し、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘を行った場合

(11)法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合

(12)その他の除名すべき正当な事由があるとき

第9条（会員会則の追加・変更）

本会則に定めのない事項で必要と判断されるものについては結心会と本会事務局の提案により定める。

第10条（機密保持の保護）

本会及び会員は共に業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

第11条（個人情報の保護）

本会及び会員は共に義務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第12条（免責及び損害賠償）

会員は、本会の活動に関連して取得した資料、情報等について、本会と相談の上自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定することができるが、これらに起因して会員または第三者が被害を被った場合であっても本会は一切責任を負わない。

万が一、本会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本会は間接損害・特別損害・免失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

2. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第13条（法令の遵守）

本会のすべての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、本会が別途定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

第14条（役員）

本会に次の役員をおく。

ローカルSDGsサポーター倶楽部　部会長　1名　事務局長　1名

第15条（その他）

本会則に定めがない事項で、この会則の施行にあたり必要な事項は、ローカルSDGsサポータ俱楽部部会長と事務局が協議し定め、総会にて発表する。

会員倫理基準

結心会ローカルSDGsサポーター倶楽部（以下本会という）の会員は、次に定める倫理に関する諸基準を遵守し、地域と社会に貢献できるよう取り組むものとする。また自ら有する商品・サービスを用いて地域発展に寄与した活動を目指し、本会の維持・発展に貢献する。

第1条（理念の理解）

会員は、地域の課題と向き合い、その解決に向けての考え方と理念を理解する。

1. 地域への考え方

各地域の諸問題を理解し、行政を始めとした住民・関係各位共に、各地域への持続可能な解決へと向かう。

1. 地域への理念

地域への考え方をもって、地域の発展、住民の環境保全、安心安全な生活と健康に貢献することに向かい、それらに取り組む関係者皆様と共に豊かな人生を創出する。

第2条（遵守基準）

会員は本会上の考え方と理念と共に、法令、本会規則・規定及び本会の決議を遵守する。

第3条（信義基準）

会員は、高い倫理性の保持に努め、会員としての良識を保持し、本会の信頼と信用を傷つける行為や信義と誠意に反するゆうな行為を行ってはならない。

第4条（相互基準）

会員は本会が行う活動に相互に協調し、誠実にその業務を遂行するものとする。

第5条（自主性基準）

会員は、自主独立の精神を保持し、仮にも自己または第三者の不当な利益を図り、あるいは特定の不当な要求に迎合することがあってはならない。

第6条（守秘義務）

会員は本会における活動を通じて知り得た本会の秘密及びその他の情報を正当な理由なく外部に漏洩、登用してはならない。特に、コンピューター及びスマホを活用してのデータなどの取り扱いは、セキュリティを含め情報の取扱基準を厳重に行わなければならない。